

「世界遺産・二条城ウエディング」等企画運營業務仕様書

1 趣旨

「世界遺産・二条城ウエディング」等の企画運營業務を委託するに当たり、事業の実施に係る基本的な事項を定める。

2 事業の概要

日本全国及び海外から、世界遺産・二条城で婚礼挙式を希望する人を広く募集し、二条城ならではの京都らしい結婚式（以下「挙式」という）を執り行う。また、結婚式の前撮り写真、成人式/卒業式写真（以下、「フォトプラン」という）の撮影を行う。

いずれも和の伝統文化の素晴らしさや歴史と伝統の中に新しさを感じることができることをコンセプトとし、本事業を通じて、二条城の歴史的価値・魅力を広く発信するとともに、世界遺産及び文化財の大切さをアピールすることにより、さらなる来城者の増加を図る。

(1) 実施場所

元離宮二条城（京都市中京区二条通堀川西入二条城町 541）内の、清流園、香雲亭及び城内の一般観覧者の観覧に支障をきたさない一般観覧区域

(2) 実施期間

ア 挙式実施期間

令和4年度：令和5年3月

令和5年度：令和5年4～5月、6月の第1週、10～12月、令和6年3月

令和6年度：令和6年4～5月、6月の第1週、10～12月、令和7年3月

令和7年度：令和7年4～5月、6月の第1週、10～12月

*ただし、契約後本市が実施する事業等で、指定した日は除く。

イ フォトプラン実施期間

令和4年度：令和5年1月から令和5年3月まで（休城日は除く）で、本市が実施可能と判断した日とし、日数は15日程度（予備日を含む、1日で複数件の実施も1日として考える）を上限とする。なお、上限日数中5日間は成人式/卒業式写真専用の日数とする。

令和5年度：令和5年4月から令和6年3月まで（休城日は除く）で、本市が実施可能と判断した日とし、日数は60日程度（予備日を含む、1日で複数件の実施も1日として考える）を上限とする。なお、上限日数中20日間は成人式/卒業式写真専用の日数とする。

令和6年度：令和6年4月から令和7年3月まで（休城日は除く）で、本市が実施可能と判断した日とし、日数は60日程度（予備日を含む、1日で複数件の実施も1日として考える）を上限とする。なお、上限日数中20日間は成人式/卒業式写真専用の日数とする。

令和7年度：令和7年4月から令和7年12月まで（休城日は除く）で、本市が実施可能と判断した日とし、日数は45日程度（予備日を含む、1日で複数件の

実施も1日として考える)を上限とする。なお、上限日数中15日間は成人式/卒業式写真専用の日数とする。

ウ 見学相談会実施期間

令和4年度：令和5年1月～令和5年3月（ただし、休城日は除く）で、本市が実施可能と判断した日とし、日数は1日間を上限とする。

令和5年度：令和5年4月～令和6年3月（ただし、休城日は除く）で、本市が実施可能と判断した日とし、日数は4日間を上限とする。

令和6年度：令和6年4月～令和7年3月（ただし、休城日は除く）で、本市が実施可能と判断した日とし、日数は4日間を上限とする。

令和7年度：令和7年4月～令和7年12月（ただし、休城日は除く）で、本市が実施可能と判断した日とし、日数は3日間を上限とする。

(3) 募集期間及び募集組数

ア 挙式

(ア) 募集期間：契約締結後速やかに募集を開始する（令和4年度分を含む）。

(イ) 募集組数：各年度、本市の予算の範囲内で実施可能な組数とする。年度区分は、挙式日が属する年度とする。

イ フォトプラン

(ア) 募集期間：契約締結後速やかに募集を開始する（令和4年度分を含む）

(イ) 募集組数：各年度に定めた実施日数を上限とし、募集組数は問わない。

(4) 実施内容

ア 挙式

国内外から二条城で挙式を希望する人を広く募集し、城内清流園等において、人前結婚式や記念撮影等を行う。

なお、事業者は委託事業に追加して、予め本市に提案し承諾を得たオプションプランを実施することができる。

イ フォトプラン

結婚式の前撮りや成人式/卒業式写真の撮影として広く募集し、城内の指定された箇所にて記念撮影を行う。

なお、事業者は委託事業に追加して、予め本市に提案し承諾を得たオプションプランを実施することができる。

ウ 見学相談会

二条城で挙式を希望する人を広く募集するため、城内清流園及び香雲亭内において見学相談会を実施することができる。

(5) 実施条件

ア 挙式は、人前結婚式とすること。

イ 挙式内容は、世界遺産・二条城にふさわしいものとし、日本の伝統文化や京都らしさを取り入れること。

ウ 城内では、飲食等を伴う披露宴等は実施できない。

エ 事業を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症防止策を講じること。また、二条城が行う新型コロナウイルス感染症防止策に協力すること。

3 挙式に係る委託料及び本市への納入金額

(1) 挙式に係る委託料

本業務に係る委託料は、各年度の予算額を上限とし、挙式1組当たりの金額を、挙式の実施後に支払う。

令和4年度予算額 4,900,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

令和5年度予算額 30,625,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

令和6年度予算額 30,625,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

令和7年度予算額 25,725,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

なお、本業務に係る予算が京都市会において議決が得られなかった場合は、契約を解除する可能性がある。その場合において、この契約を解除したために生じた損害の賠償については、本市は負担しない。

委託金額は、挙式に係る費用の総額（以下、「挙式費用」とよぶ）に応じて階層を設け、複数提案することとする。なお、挙式費用は、基本料金プラン（二条城活用金額）とオプション料金の合計である。

(2) 挙式費用及び基本プラン料金

事業者は、挙式申込1人当たりの挙式費用及び基本プラン料金について、提案するものとし、それぞれ階層を設け、複数提案することとする。また、事業者は、挙式申込者に対して、挙式申込時に基本プラン料金を本市に納入する旨、案内するとともに、挙式申込者から、挙式費用と基本プラン料金の差額を、徴収するものとする。

なお、いずれの提案も、挙式申込1組に係る基本プラン料金額から当該委託料を差し引いた額が12万円以上かつ基本プラン料金額から当該委託料を差し引いた額を当該委託料で除した値が22パーセント以上となるよう金額を設定することとする。

(3) オプションプラン料金

オプションプランとして、上記で定めた挙式費用に上乗せして、別のサービスを提供し、料金を徴収して事業者の収入とすることができるものとする。なお、その収入の一部について、挙式実施後、事業者が本市に納めることとし、その内容及び金額又は割合は事業者が提案するものとする。※3案以上提案することとする。

(4) フォトプラン料金

フォトプランについては、実施後に、実施1件につき、あらかじめ定めた金額を事業者が本市に納入することとし、そのプランの金額、内容、内訳及び本市への納入金額について、

事業者が提案するものとする。提案は、結婚式の前撮りや成人式/卒業式写真に関わるプランを必ず用意することとする。

ただし、本市の納入金額は、結婚式の前撮りに関わるプランは1件5万円以上、成人式/卒業式写真に関わるプランは1件3万円以上となるよう金額を設定することとする。

(5) 見学相談会開催料

見学相談会については、開催後に、実施1日につき、あらかじめ定めた金額を事業者が本市に納入することとし、その本市への納入金額、内容について、事業者が提案するものとする。

ただし、本市への納入金額は1日12万円以上とし、事業者が提案するものとする。

4 委託業務

- (1) 事業の運営
- (2) 広報用印刷物の作成、配布及び在庫管理、その他販売促進活動
- (3) 各種広報媒体による広報宣伝の企画及び実施
- (4) 問合せ窓口の開設及び対応
- (5) 挙式申込者・フォトプラン利用者、見学相談会参加者の募集、受付、選考及び連絡調整
- (6) 基本プラン料金の本市への納入案内
- (7) 関係業者及び団体等との連絡調整
- (8) 会場の設営、挙式又はフォトプラン撮影、見学相談会の実施及び運営
- (9) その他、本市が業務遂行上必要と認める事項